

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた 納税者等に関する「徴収の猶予の特例」について

●制度概要

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は1年間地方税の徴収の猶予を受けることができますようになります。

※猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

●対象となる方

以下(1)(2)のいずれの要件も満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。

(1) 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月1日以降の任意の期間(1か月以上)において事業等に係る収入が前年同期に比べて、おおむね20%以上減少していること。

(2) 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

※「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

●対象となる地方税

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する個人住民税、法人町民税、軽自動車税(種別割)、固定資産税が対象になります。

※証紙徴収の方法で納めるものを除く。

これらのうち、既に納期限が過ぎている未納のもの(他の猶予を受けているものを含む。)についても遡ってこの特例を利用することができます。

●申請手続等

関係法令の施行から2か月を経過する日(令和2年6月30日)

又は納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日までに申請が必要です。

※また、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の継続が難しくなった、収入が大幅に減少した等の理由で国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料を納付することが困難な場合には、減免及び納付の猶予等が認められる場合があります。

【お問い合わせ先】

西ノ島町役場 町民課 TEL 08514-6-0103



▲食生活改善推進協議会の皆様より
寄贈いただいている様子



▲いただいた物資の一部

マスク、消毒液などを寄贈いただきました！

新型コロナウイルス感染症拡大によりマスクや消毒液の供給が不安定となるなか、多数の寄贈をいただきました。妊婦へのマスク配布や、公共施設における消毒など、日々の新型コロナウイルス感染症予防対策に活用させていただいております。心より感謝申し上げます。

寄贈いただきました方々は次のとおりです。

●西ノ島町食生活改善推進協議会様
手作りマスク154枚

●(株)ACN・(株)MC様 マスク4,000枚

●(有)オキカシ様 次亜塩素酸水消毒液 20ℓ × 4箱

●三重県 池田様

マスク 600枚・消毒液 500ml × 20本

使い捨て手袋3, 200枚

●隠岐酒造(株)様

隠岐誉(消毒用アルコール) 300ml × 24本

竹島に関する調査・研究功労者
島根県知事表彰(感謝状)の
伝達を行いました！

「竹島の日」記念式典において、竹島で盛んだったアシカ猟に関する調査研究の進展に貢献された大瀨和昌様(三度)が、島根県知事表彰受賞の榮譽に浴されました。これを受け、大瀨様に対しまして、西ノ島町長より島根県知事感謝状の伝達を行いました。これまでの大瀨様の竹島に関する調査へのご協力に深く感謝いたします。

※「竹島の日」記念式典について

島根県が2月22日を「竹島の日」として平成17年に条例制定したことから、毎年これを記念して式典が開催されます。



▲感謝状伝達式の様子

役場新庁舎建設工事進捗状況について

工事開始から約3ヵ月が経過しました。工事は順調に進んでおり、現在は、庁舎棟の基礎躯体工事(配筋・型枠・コンクリート打設)を進めています。

今後も、現場周辺では工事車両の出入り等がありますが、安全には十分留意して工事を進めてまいります。引き続きご理解とご協力をよろしくお願い致します。

